

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：京都外国語大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2-1

○外国語学研究科博士後期課程の収容定員が大幅に超過している点について、教育研究環境の改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目2-1について

外国語学研究科博士後期課程の在籍者には休学者が含まれるものの、収容定員を鑑み、令和6（2024）年度入試においては合格者数を抑制し、適切な入学者数の確保に努めた。その結果、令和6（2024）年度の入学者数及び在籍者数は下記のとおりとなった。

今後も収容定員に対する適正な学生数の確保に努め、教育研究環境の改善に努めていく。

令和6（2024）年度 外国語学研究科 博士後期課程

入学定員	入学者数	入学定員超過率	収容定員	在籍者数	収容定員超過率
3名	0名	0.00	9名	20名	2.22 ※参考：2023年度 2.44

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目2-1の資料

・2-1-01 令和6（2024）年度 大学院入学試験結果総括

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：京都外国語大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学長が意思決定を行うに当たり、教学に関する重要事項の審議決定について、教授会と執行部会議の位置付けを明確にするとともに規則の見直しなどを含め、適切な運営がなされるよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

従来の執行部会議規程では、執行部会議を最終意思決定機関と位置付けていた。しかし、執行部会議と教授会の両方で審議する議案があった場合、実際には執行部会議、教授会の順序で審議を行い学長が決定しており、規程と運用に齟齬があった。そのため、令和6（2024）年度より執行部会議規程と教授会規程の一部を見直し、執行部会議を最終意思決定機関とする条項を廃止し、それぞれの会議体の審議事項を明確に区別した。

また、執行部会議の議事録のフォーマットを変更し、執行部会議の後に教授会でも審議を要する議案については、議事録の「備考」欄に「後日、教授会での審議を要する」と明記するようにしている。（令和6（2024）年4月以降、執行部会議と教授会の両方で審議する議案は未だ生じていない。）

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・4-1-01 京都外国語大学 執行部会議規程
- ・4-1-02 京都外国語大学 教授会規程
- ・4-1-03 京都外国語大学 大学院教授会規程
- ・4-1-04 京都外国語大学 執行部会議記録フォーマット

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：京都外国語大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-4

○研究倫理に関する規則や審査体制を整備し、厳正に運用するよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-4について

既に設けられていた「研究倫理規準」（平成28年4月28日制定、平成28年4月1日施行）に加えて、「京都外国語大学 人を対象とする研究に関する規程」（令和6年2月16日制定、4月1日施行）並びに「京都外国語大学 倫理審査委員会規程」（令和6年2月16日制定、4月1日施行）を制定した。また、これらの規程と倫理審査委員会委員名簿をホームページにて公開した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-4の資料

- ・4-4-01 京都外国語大学 人を対象とする研究に関する規程
- ・4-4-02 京都外国語大学 倫理審査委員会規程
- ・4-4-03 京都外国語大学 倫理審査委員会委員名簿
- ・4-4-04 京都外国語大学 人を対象とする研究倫理審査に関するチェックシート
- ・4-4-05 京都外国語大学 人を対象とする研究倫理審査申請書
- ・4-4-06 ホームページ「公的研究費等の運営・管理体制」

https://www.kufs.ac.jp/irislp/management_system.html

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：京都外国語大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○5か年計画実施委員会で作成した中期計画の改訂について、常任理事会で審議されているが、理事会で審議していない点は、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

学園の中期計画の改訂は、すべて評議員会に諮問、理事会議案とするよう改善した。また、中期計画を構成する「中期財務計画」や「5ヵ年計画」等を諮問・審議する際には、評議員会・理事会の次第に【学園中期計画】と付記することで、中期計画の諮問・審議であることを明確にするよう改善した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-2の資料

- ・5-2-01 令和5（2023）年度 第2回・第3回評議員会次第
- ・5-2-02 令和5（2023）年度 第4回・第6回理事会次第
- ・5-2-03 令和5（2023）年度 第2回・第3回評議員会議事録
- ・5-2-04 令和5（2023）年度 第4回・第6回理事会議事録

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：京都外国語大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○教授会と執行部会議の位置付け、研究倫理の審査体制や規則の整備、理事会の審議事項において一部課題があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないことから改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

令和5（2023）年度大学機関別認証評価の現地調査後、内部質保証の推進組織である点検・評価委員会を開催し、認証評価機関から送付された『評価チーム評価報告書案』で示された課題について担当部署と期限を決めて改善に取り組んだ。その結果、教授会と執行部会議の位置付け、研究倫理の審査体制や規則の整備、理事会の審議事項といった認証評価で指摘を受けた課題について、別紙の改善報告書4-1、4-4、5-2のとおり、すべて改善した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

- ・6-3-01 令和5（2023）年度第5回点検評価委員会議事録（12月21日開催）
- ・6-3-02 『評価チーム評価報告書案』で示された課題への対応について